



今回は、令和5年度からの雇用保険料率の変更についてと昨年末に閣議決定されました「令和5年度税制改正大綱」の概要についてお話させていただきます。

令和5年度雇用保険料率のご案内

社労士法人ミナジン

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

○令和5年度の雇用保険料率（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

令和5年度税制改正の大綱を閣議決定

政府は、令和4年12月23日、令和5年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和5年度の税制改正の項目のうち注目を集めているのは、NISAの抜本的拡充・恒久化や、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などです。細かなところでは、納税環境整備として、「電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和」、「インボイス制度導入に係る負担軽減措置」も盛り込まれています。納税環境整備については、特に中小企業に影響する部分です。日本商工会議所の資料から、抜粋して紹介します。

令和5年度税制改正の大綱／納税環境整備について

1. インボイス制度導入に係る負担軽減措置

① 税負担の軽減

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減（3年間）

② 事務負担の軽減

前々年の売上が1億円以下または前年の上半期の売上が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に（6年間）

③ 登録申請期限の延長

- 2023年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるには、原則2023年3月末までの登録申請が必要であったが、2023年4月以降でも可能に。
- 2023年10月以降に登録申請をする場合、提出期限は登録希望日の15日前までに緩和（現行は1カ月前まで）

2. 電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和

① システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

税務署長が認めた場合（事前申請は不要）、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする。

② 検索機能確保要件の見直し

送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施。

[引用|令和5年度 税制改正のポイント（本商工会議所）](#)

ここで紹介した内容は、令和4年12月に政府が閣議決定した時点のものです。今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更される可能性もあります。インボイス制度の導入、電子帳簿保存の改正については、ひとまず、軽減・緩和の措置が講じられるようです。その間に、対応できるように準備を進める必要があるでしょう。なお、注目の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年以降の適切な時期から法人税・所得税に付加税が設けられる予定ですが、一定の軽減措置も講じられる模様です。今後の動向に注目です。諸改正が正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ヲヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>